

静岡県公立大学法人ネーミングライツ事業要綱

制定 令和8年2月3日

(目的)

第1条 この要綱は、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）におけるネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第2項に規定する事業者をいう。
- (2) 命名権 事業者が法人の施設等の愛称を決定し使用する権利をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー 命名権を取得した事業者をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 法人が事業者に命名権を付与し、ネーミングライツパートナーからその対価（以下「命名権料」という。）を得る事業をいう。

(ネーミングライツ事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、ネーミングライツパートナーによる愛称の設定を通じて、当該施設等の知名度の向上を図り、もって法人及び地域の活性化に資するほか、事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的とする。

- 2 ネーミングライツ事業は、法人の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。
- 3 法人は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、愛称を積極的に使用する。ただし、施設等の正式名称は変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく正式名称を使用する。

(ネーミングライツ事業審査委員会)

第4条 法人は、ネーミングライツ事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）を選定するとともに、公募に必要な募集要項を策定し、かつ、応募者の中からネーミングライツパートナーを選定するため、ネーミングライツ事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 理事長
 - (2) 理事（総務担当）
 - (3) 理事長が指名する副学長
 - (4) 短期大学部長
 - (5) 附属図書館長
 - (6) 事務局長
 - (7) 学生部長
 - (8) 短期大学部学生部長

- (9) 事務局次長兼短期大学部事務部長
- (10) 経営戦略部長
- (11) 総務部長
- (12) 教育研究推進部長
- (13) その他理事長が指名する者

3 委員会について必要な事項は別に定める。

(募集)

第5条 ネーミングライツ事業の実施にあたっては、次に定めるところにより、原則として公募による。

- (1) 公募については、公式サイト等により行う。
- (2) 命名権料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、募集要項に定める。

(応募)

第6条 ネーミングライツ事業に応募できるのは、次に掲げる各号のいずれにも該当しない事業者とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (2) 事業者の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (3) 事業者の役員等（事業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生続開始の決定を受けているものを除く。）
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者
- (10) 申込時点で行政処分の期間中である者
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- (12) 賭け事に関する業種に属する事業を行う者
- (13) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）又はそれに関連する団体

- (14) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体又はそれに関連する団体
- (15) その他理事長が適当でないと認める者

2 ネーミングライツ事業に応募する者は、ネーミングライツパートナー申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の概要を記載した書類(会社概要・パンフレット等)
- (2) 定款その他これに類する書類
- (3) 登記事項証明書
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書等)
- (6) サイン、案内看板等(以下「看板等」という。)のデザイン及び配置がわかる書類
- (7) 申請時から過去5年間において、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類

(愛称の条件)

第7条 愛称は、対象施設等にふさわしいものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、愛称として用いることができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (4) 社会問題等の主義、主張に係るもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- (7) 法人の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (8) 基本人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (10) 良好的な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (11) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- (12) その他理事長が適当でないと認めたもの

(決定及び通知)

第8条 理事長は、委員会の審査の内容及び結果を尊重し、ネーミングライツパートナーを決定する。

2 理事長は、採用を決定したときは、ネーミングライツパートナー決定通知書(様式第2号)により、不採用を決定したときは、ネーミングライツパートナー不採用決定通知書(様式第3号)により通知する。なお、不採用の理由は公表しない。

(契約)

第9条 理事長は、ネーミングライツパートナーの決定通知後、ネーミングライツパートナーと命名権の契約を締結する。

- 2 契約期間は、原則として3年以上5年以内とする。
- 3 理事長は、必要があると認めるときは、ネーミングライツパートナーと協議の上、契約期間を更新することができる。

(費用負担)

第10条 看板等に係る必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担する。

- 2 契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担する。

(維持管理責任)

第11条 ネーミングライツパートナーは、看板等の設置、切り替え、撤去及び維持管理について、法人と協議し、自己の負担により行うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 看板等を設置する際は、施設等に負担のない方法で固定するなど、地震等の際の転倒・落下に対する防止策を十分に行うこと。
- (2) 看板等に関する一切の責任を負うものとし、適切に管理すること。
- (3) 施設等の利用者に損害を与えた場合、又は施設等の利用者等によって看板等が毀損された場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決すること。

(命名権料の納入)

第12条 ネーミングライツパートナーは、法人が指定した期日及び方法により、命名権料を年度ごとに一括で納入しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(愛称変更の禁止)

第13条 愛称を変更することはできない。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(契約解除の申し出)

第14条 ネーミングライツパートナーは、自己の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。この場合において、ネーミングライツパートナーは、法人に違約金を支払うものとし、違約金の額は、法人とネーミングライツパートナーが協議の上、決定する。

- 2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第4号）を、理事長に提出しなければならない。

(契約の解除)

第15条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) 前条の規定によりネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

- (3) ネーミングライツパートナーが法令及び規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (5) その他理事長が命名権の付与を取り消すことを必要と認めたとき。

2 理事長は、前項の規定により契約を解除したときは、ネーミングライツ事業契約解除通知書（様式第5号）によりネーミングライツパートナーに通知する。

3 第1項の規定により契約を解除した場合、既に納入された命名権料は返還しない。

（事務）

第16条 ネーミングライツ事業に関する事務は、教育研究推進部 広報・企画室において処理する。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月3日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

ネーミングライツパートナー申込書

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
名称・商号
代表者氏名

静岡県公立大学法人ネーミングライツ事業に以下のとおり応募します。

希望する施設等			
応募の趣旨			
愛称 (案)			
愛称 (案) の理由			
希望契約期間	年 月 日	から	年 月 日まで (年間)
契約希望金額 (年額・税込)	円		
希望する施設等で 契約候補とならな った場合の他施設 での契約希望有無	有 • 無		
【有の場合】			
希望する施設等 :			
契約希望金額 : 年額 円 (税込)			
担当者	部署名		
	氏名		
	電話		
	E-mail		

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

ネーミングライツパートナー決定通知書

様

静岡県公立大学法人理事長

年 月 日付で申込みのあったネーミングライツ事業について、以下のとおりネーミングライツパートナーに採用します。

施設等	
愛称	
命名権付与期間	年 月 日 から 年 月 日まで
命名権料 (税込)	<u>年額</u> 円 <u>総額</u> 円 (年間)

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

ネーミングライツパートナー不採用決定通知書

様

静岡県公立大学法人理事長

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、不採用となりました。

様式第4号(第14条関係)

年 月 日

ネーミングライツ事業契約解除申出書

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
名称・商号
代表者氏名

静岡県公立大学法人ネーミングライツ事業契約について、以下のとおり契約解除を申し出ます。なお、契約解除に伴う命名権料の返還は求めません。

施設等	
愛称	
希望する契約解除日	年 月 日
契約解除の理由	

様式第5号(第15条関係)

年 月 日

ネーミングライツ事業契約解除通知書

様

静岡県公立大学法人理事長

年 月 日付で決定したネーミングライツパートナーについて、以下の理由により契約を解除したので通知します。なお、規定により、既に納入された命名権料については返還しません。

施設等	
愛称	
取消理由	
取消日	年 月 日